

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）</p> <p>23-1-1 法第23条第1項に規定する保税地域の意義等については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第30条第1項第2号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船（機）用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積込みを認めて差し支えない。</p> <p>なお、郵便により送付されてきた船（機）用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船（機）用品の到着した郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局をいう。）を保税地域とみなして、同項の規定による積込みを認めて差し支えない。</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）</p> <p>23-1-1 法第23条第1項(<u>（外国貨物である船（機）用品の積込み）</u>)に規定する保税地域の意義等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第30条第1項第2号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船（機）用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積込みを認めて差し支えない。</p> <p>なお、郵便により送付されてきた船（機）用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船（機）用品の到着した郵便局を保税地域とみなして、同項の規定による積込みを認めて差し支えない。</p>